

卸売市場法第 13 条第 5 項第 5 号の表の 4 及び卸売市場法施行規則第 22 条に基づき「売買取引の条件」の公表

株式会社 伊勢原食品市場

(1) 営業日及び営業時間

営業日 市場が定める開業日

営業時間 5時30分から14時00分

(2) 取扱品目

野菜・果実及びその加工品・花き

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者に対しては受託契約約款もしくは当事者間の個別契約、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものとする

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

①委託手数料の率

野菜及びその加工品 100 分の 8.5

果実及びその加工品 100 分の 7.0

花き 100 分の 8.5

②出荷者の費用負担

運送料、売買仕切金等の送金料、保管料

※上記以外に関しては当事者間の個別契約によるものとする。

(5) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭

① 完納奨励金 卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して支出する交付金

販売金額の 1,00 分の 0.5 以内